

掛川市告示第36号

掛川市浄化槽設置事業費補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

掛川市長 松井三郎

題名を次のように改める。

掛川市浄化槽設置費補助金交付要綱

第1中「合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱（昭和62年6月17日厚生省衛浄第4号）」を「浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）」に、「浄化槽設置事業」を「浄化槽の設置」に改める。

第4の(1)のイ中「販売」の次に「又は賃貸」を加える。

第7の(1)のウ中「事業経費請求書」を「工事費請求書の写し」に改め、第7の(1)のエ中「浄化槽法定検査依頼書」を「法第7条第1項に基づく検査依頼書」に改め、第7の(1)中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 法第11条第1項に基づく検査契約書の写し

第7の(2)中「事業完了」を「設置完了」に改める。

様式第1号中「掛川市浄化槽設置事業費補助金交付申請書」を「浄化槽設置費補助金交付申請書」に、「浄化槽設置事業を実施」を「浄化槽を設置」に改める。

様式第2号中「掛川市浄化槽設置事業計画変更承認申請書」を「浄化槽設置計画変更承認申請書」に、「浄化槽設置事業の」を「浄化槽の設置」に改める。

様式第3号中「浄化槽設置事業」を「浄化槽の設置」に改める。

様式第4号中「浄化槽設置事業の」を「浄化槽設置費」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。